

「認定指導医に関する内規」施行に伴う移行措置に関する申し合わせ

2016年4月22日制定

2018年3月23日改定

(目的)

- 第1条 この申し合わせは、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）「認定指導医に関する内規（2016年4月22日制定）」（以下、「指導医内規」という。）の運用に係る移行措置について定める。
- 2 この申し合わせに定める事項のほかは、認定指導医に関する内規にもとづき運用する。

(適用)

- 第2条 この申し合わせは、指導医内規施行時に麻酔科専門医であり、かつ2018年度までに行われる認定指導医の新規認定審査を受けようとする者、2019年3月31日以前に認定指導医の認定期間を終了する者、または2020年3月31日もしくは2021年3月31日に暫定認定指導医の認定期間を終了する者に適用する。

(新規申請資格)

- 第3条 この申し合わせの適用者が、指導医の資格を新規申請しようとするときは、以下の各号に掲げる資格を満たさなければならない。
- (1) 麻酔科専門医の資格の取得後、申請までの間麻酔科関連業務に満4年以上継続して専従し、かつ申請後も継続して麻酔科関連業務に週3日以上専従することが明らかであり、申請する年の会費を完納していること
- (2) 申請するまでの間に指導医の下で満1年以上麻酔科臨床業務に専従していること
- (3) 更新する年の5年前の4月1日から更新する年の3月31日までの間に相当の臨床実績があり、かつ学術集会等参加実績4単位および指導実績4単位を取得していること
- 2 前項に基づき専門医の更新時に指導医の申請を行ったものが、審査の結果指導医の申請を認められなかったときは、専門医の更新申請をしなければならない。

(学術集会等への参加実績)

- 第4条 前条第1項第3号に定める学術集会等への参加実績は4単位とし、指導医内規の別表により算定する。
- 2 前項に定める4単位は、この法人が主催する学術集会等への参加による実績とし、少なくとも1回はこの法人の年次学術集会への参加による実績1.5単位を含まなければならない。
- 3 同じ施設で並行して開催される複数の学術集会等への参加による実績は、主たる学術集会に限り算定することができる。ただし、参加証明書等が発行される国際的な学術集会等に参加したときは、この限りではない。

(指導実績)

- 第5条 この申し合わせ第3条第1項第3号に定める指導実績は4単位とする。
- 2 前項に掲げる実績は、以下の各号のいずれかあるいはその組み合わせによる実績とする。ただし、1単位以上3単位以下の研究指導実績を含まなければならない。
- (1) 研究指導実績
- (2) 臨床指導実績
- (3) 医師指導実績
- (4) 教育実績
- (5) 社会活動実績
- 3 研究指導実績は、指導医内規の別表により算定する、
- 4 臨床指導実績は、診療科長等が申請者の実績に応じて配分し、この申し合わせ別表1により施設ごとに算定する。

- 5 医師指導実績は、専門医および指導医が専門医あるいは指導医以外の医師に対して行った臨床指導の実績に応じてこの申し合わせ別表 2 により算定する。
- 6 教育実績および社会活動実績は、それぞれこの申し合わせ別表 3 および別表 4 により算定する。

(申 請)

第 6 条 指導医の認定審査を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法で申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 指導医新規申請書 | 1 部 |
| (2) 職務経歴書の写し | 1 部 |
| (3) 麻酔経歴書の写し | 1 部 |
| (4) 臨床実績報告書 (5 年分) | 1 部 |
| (5) 指導医実績目録 | 1 部 |

(更新申請資格)

第 7 条 この申し合わせの適用者が指導医の資格を更新申請しようとするときは、以下の各号に掲げる資格を満たさなければならない。

- (1) 現に指導医の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること
- (2) 指導医の資格を取得後、引き続き麻酔科関連業務に週 3 日以上専従していること
- (3) 更新申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から更新申請する年の 3 月 31 日までの間に所定の臨床実績があり、かつ所定の学術集会等への参加実績および指導実績があること

(実績の算定等)

第 8 条 前条第 3 号に定める臨床実績、学術集会等への参加実績および指導実績、申請についてはこの申し合わせ第 4 条、第 5 条ならびに第 6 条を適用する。

(実績不足による更新の猶予)

第 9 条 指導医は、その有効期間中に以下の各号に掲げる事由により更新に必要な単位を取得することができなかったときは、有効期限終了日の翌日から 2 年間を限度として猶予期間を設けることができる。なお、その期間については暫定指導医と称する。

- (1) 妊娠・出産・育児・介護あるいは長期療養のため
- (2) 海外に居住したとき
- 2 前項に該当し、指導医の更新の猶予を希望する者は、有効期間が終了する前年の 10 月 31 日までに暫定指導医申請書および第 6 条第 1 項第 2 号から第 5 号までの書類をこの法人の常務理事会に提出し、その許可を得なければならない。
- 3 暫定指導医申請を許可された者は、許可日の翌日から 2 年以内に更新手続きをしなければならない。この指導医有効期間には暫定指導医であった期間が含まれる。
- 4 本条第 1 項第 2 号に該当する者は、延長期間 1 年につき 0.5 単位の研究指導実績を加算しなければならない。

(専従期間不足による更新の猶予)

第 10 条 指導医は、その有効期間中に以下の各号に掲げる事由により麻酔管理あるいは麻酔科関連領域の指導と管理に専従することができなかった期間が 24 ヶ月以内の場合は、有効期限終了日の翌日から 2 年間を限度として猶予期間を設けることができる。なお、その期間については暫定指導医と称する。

- (1) 妊娠・出産・育児・介護あるいは長期療養のため
- (2) 海外に居住したとき
- 2 前項に該当し、指導医の更新の猶予を希望する者は、有効期間が終了する前年の 10 月 31 日までに暫定指導医申請書および第 6 条第 1 項第 2 号から第 5 号までの書類をこの法人の常務理事会に提出し、その許可を得なければならない。
- 3 暫定指導医申請を許可された者は、許可日の翌日から 2 年以内に更新手続きをしなければならない。

- い. この指導医有効期間には暫定指導医であった期間が含まれる
- 4 本条第1項第2号に該当する者は、延長期間1年につき0.5単位の研究指導実績を加算しなければならない。

(改定)

第11条 この申し合わせは、教育委員会の議を経、理事会の承認を得なければ改定することができない。

附 則

1. この申し合わせの施行に伴い公益社団法人日本麻酔科学会「麻酔科指導医に関する内規」施行に伴う以降処置に関する申し合わせ（2013年5月22日制定）は、2016年4月22日に廃止する。
2. 2015年度以前に認定された麻酔科指導医は、2016年4月22日以降を以って、日本麻酔科学会認定指導医と読み替えることとする。
3. この申し合わせは、2021年3月31日に廃止する。

別表 1

臨床指導実績単位

臨床指導実績は、施設ごとに、以下の各号に掲げる基準単位の施設の総症例数を乗じて算定する。申請者の単位は、当該施設の専門医・指導医数と指導実績の程度に応じて施設長（科長等）が配分する。ただし、同一症例を複数の専門医・指導医が指導することはできない。申請者は、施設ごとの総症例数、専門医・指導医の氏名、個人別取得単位の記載した一覧表を提出しなければならない。

- (1) 麻酔管理症例指導の基準単位
専門医・指導医が指導した麻酔症例1例につき、0.002単位
- (2) 救急部、集中治療部等での重症症例指導の基準単位
重症症例1例につき、0.002単位
- (3) ペインクリニック・術後疼痛管理指導単位
治療・管理症例1例につき、0.001単位
- (4) 緩和医療症例指導単位
管理症例1例につき、0.002単位

別表 2

医師指導単位

各施設における麻酔科専門医および認定指導医以外の麻酔科業務に従事する医師に対する臨床指導の実績を下記の計算式にもとづき算定する。申請者の単位は、当該施設の専門医・指導医数、指導実績の程度に応じて施設長（科長等）が配分する。

医師指導単位の算定：

被指導医1人当たりの指導単位=0.5単位×指導月数 ……A

施設の指導単位=施設に在籍する被指導医のAの合計 ……B

申請者の指導単位=B×係数×0.1

被指導医：麻酔科専門医以外の麻酔関連業務に従事する医師数

指導月数：被指導医1名当たりの指導を受けた月数（平均）

1指導月：実指導日数が20日以上するとき1指導月とする

実指導日数が20日に満たないときは日割り計算により指導月数を計算する

(実指導日数×0.05)

係数：施設の指導医数，申請者の指導実績により施設の長が決定する

別表 3

教育実績単位

医学生（看護学生・医療関係学生等）・医療従事者（救急隊員を含む）を対象に行った講義（チュートリアルを含む）・実習指導等の実績により以下の基準で算定した単位を申請者に与える。

- | | |
|----------------------------|----------|
| (1) 申請者が医育機関に所属している場合 | 0.1 単位/年 |
| (2) 申請者が医育機関以外の施設に所属している場合 | 0.2 単位/年 |

一連の講義・実習に対して単位を当該年度に算定する。

学生の講義・実習の場合には対象学年が異なればそれぞれ単位を算定できる。

非常勤講師等で複数の施設で教育を行った場合はそれぞれ単位を算定できる。

申請には講義・実習指導を実施したことを証する資料を添付しなければならない。

別表 4

社会活動実績単位

市民を対象とした講演・蘇生実習指導等の社会活動の実績により以下の基準により算定した単位を申請者に与える。

社会活動実績	1 活動につき 0.2 単位
--------	----------------

申請には社会活動を実施したことを証する資料を添付しなければならない。